

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 愛知県
（氏名） A

上記被審人に対する平成31年度（判）第1号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官美濃口真琴、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金36万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和元年7月31日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第12号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和元年5月30日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第12号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社リブセンス外2銘柄の各株式につき、別表記載の各株式の立会市場において、各株式の通番1等（枝番を含む。以下同様。）記載のとおり、他の投資家が発注した引け条件付き成行注文及び指値出来ずば引け成行注文などの引けで約定する注文（以下「引けの注文」という。）のうち、買い側又は売り側のいずれかの引けの注文の発注株数が他方の引けの注文の発注株数を大幅に上回っている状況を見つけると、真実は、約定意思がなく、引け直前に取消しを行うつもりであるにもかかわらず、引けの注文の発注株数の少ない側に、同通番2等記載のとおり、他の投資家が発注した引けの注文の株数と概ね均衡する株数分だけ信用新規の引けの注文を発注することによって、あたかも約定意思があるかのように装い、虚偽の発注状況を作成し、第三者をして、引けまで当該発注状況が維持されるであろうとの錯誤を生じさせ、第三者に当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせた上で、自らは、引けにおいて、同通番1等記載の他の投資家が発注した買い側等の引けの注文と対当させて約定させるべく、同通番3等記載のとおり、信用新規の買付け等を行うとともに、当該買付け等に係る株式につき、同通番4等記載のとおり、売り側等に信用返済の引けの注文を発注し、その後、引けまでの間に、同通番5等記載のとおり、売り側等に発注していた約定意思のない信用新規の引けの注文を全て取り消すことによって、引けにおいて、自らに有利となる引けの注文の発注状況にすることで、売り側等に発注した信用返済の引けの注文を自らに有利な価格で約定させることを企て、

- (1) 各株式につき、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介して、同通番2等記載のとおり、売り側等に、約定意思のない信用新規の引けの注文を発注した上で、同通番5等記載のとおり、同注文を全て取り消すまでの間、同注文を維持することによって、虚偽の発注状況を作成し、第三者に同注文が引けまで維持されるであろうとの錯誤を生じさせて、第三者に当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い
- (2) 前記(1)記載の偽計により、東京証券取引所において、各株式につき、約定意思のない信用新規の引けの注文の発注開始から、その全てを取り消すまでの間、第三者に対し、当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせるとともに、同注文を全て取り消すことによって、引けにおいて、自らに有利となる引けの注文の発注状況にし、もって、各有価証券の価格に影響を与え、別表記載のとおり、その間、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、自己の計算におい

て、同通番3等記載のとおり、信用新規の買付け等をしたものである。

2 法令の適用

法第173条第1項第1号、第2号、第176条第2項、第158条

3 課徴金の計算の基礎

別表に掲げる事実につき

(1) 株式会社リーブセンスに係る株式の取引について（違反行為期間①）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（600株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（0株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格（601円）に当該超える数量600株（600株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (601 \text{ 円} \times 600 \text{ 株}) - (566 \text{ 円} \times 600 \text{ 株}) \\ & = 21,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、20,000円となる。

(2) 株式会社リーブセンスに係る株式の取引について（違反行為期間②）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（600株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（0株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格（601円）に当該超える数量600株（600株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (601 \text{ 円} \times 600 \text{ 株}) - (555 \text{ 円} \times 600 \text{ 株}) \\ & = 27,600 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、20,000円となる。

(3) 株式会社リブセンスに係る株式の取引について（違反行為期間③）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（500 株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（0 株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格（601 円）に当該超える数量500 株（500 株－0 株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(601 \text{ 円} \times 500 \text{ 株}) - (551 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 552 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) \\ = 24,800 \text{ 円}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、20,000円となる。

(4) 株式会社リブセンスに係る株式の取引について（違反行為期間④）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（200 株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（0 株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格（601 円）に当該超える数量200 株（200 株－0 株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(601 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - (546 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) \\ = 11,000 \text{ 円}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、10,000円となる。

(5) 株式会社リブセンスに係る株式の取引について（違反行為期間⑤）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（500 株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（0 株）を超えていることから、当該超える数量500 株（500 株－0 株）に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最低価格（450 円）に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(570 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 571 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) - (450 \text{ 円} \times 500 \text{ 株}) \\ = 60,100 \text{ 円}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、60,000円となる。

(6) 株式会社リブセンスに係る株式の取引について（違反行為期間⑥）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（300株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（0株）を超えていることから、当該超える数量300株（300株－0株）に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最低価格（450円）に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(495 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) - (450 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) \\ = 13,500 \text{ 円}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、10,000円となる。

(7) 株式会社リブセンスに係る株式の取引について（違反行為期間⑦）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（1,200株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（0株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格（512円）に当該超える数量1,200株（1,200株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(512 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株}) - (471 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 472 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ = 48,200 \text{ 円}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、40,000円となる。

(8) 日邦産業株式会社に係る株式の取引について（違反行為期間⑧）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（200 株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（0 株）を超えていることから、当該超える数量 200 株（200 株－0 株）に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最低価格（415 円）に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (541 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - (415 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) \\ & = 25,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第 176 条第 2 項の規定により、上記アで計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨て、20,000 円となる。

(9) 日邦産業株式会社に係る株式の取引について（違反行為期間②）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（300 株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（0 株）を超えていることから、当該超える数量 300 株（300 株－0 株）に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最低価格（398 円）に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (441 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) - (398 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) \\ & = 12,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第 176 条第 2 項の規定により、上記アで計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨て、10,000 円となる。

(10) 株式会社セプテーニ・ホールディングスに係る株式の取引について

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（3,500 株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（0 株）を超えていることから、当該超える数量 3,500 株（3,500 株－0 株）に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最低価格（174.1 円）に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(218 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株}) - (174.1 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株}) \\ = 153,650 \text{ 円}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、150,000円となる。

(11) 上記(1)ないし(10)により算定した額の合計

$$20,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} + 60,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} + 40,000 \text{ 円} \\ + 20,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円} = 360,000 \text{ 円となる。}$$

(別表)

違反行為の状況等

No.	銘柄名 (立会市場)	取引日	通番	発注・約定 時間	証券会社	取引 種別	違反行為の状況等	売				買				備 考
								執行 条件	注文 値段	株数	約定 価格	執行 条件	注文 値段	株数	約定 価格	
1	株式会社 リブセンス (東証1部)	H30.6.8	1				他の投資家の引けの注文			200			3,800			
			2	14:16:46	B	新規	特殊見せ玉の発注	引け	成行	3,000					違反行為期間の始期	
			3	14:56:09	C	新規	仕込みの発注 仕込みの約定					566	600			
			4-1	14:58:03	C	返済	仕込みの返済発注	引け	成行	500						
			4-2	14:59:15	C	返済	仕込みの返済発注	不成	575	100						
			5	14:59:31	B	新規	特殊見せ玉の取消し	引け	成行	▲ 3,000					違反行為期間の終期	
			6	15:00:00	C	返済	仕込みの返済約定			600	569					
<売買差益>								1,800								
2	株式会社 リブセンス (東証1部)	H30.6.15	1				他の投資家の引けの注文					2,800				
			2	10:53:30	B	新規	特殊見せ玉の発注	引け	成行	2,500				違反行為期間の始期		
			3-1	11:24:26	C	新規	仕込みの発注					555	300			
			3-1	11:24:30			仕込みの約定					300	555			
			4-1	11:25:36	C	返済	仕込みの返済発注	不成	560	300						
			3-2	11:26:02	C	新規	仕込みの発注 仕込みの約定					555	300			
			4-2	11:27:55	C	返済	仕込みの返済発注	引け	成行	300						
5	11:29:56	B	新規	特殊見せ玉の取消し	引け	成行	▲ 2,500					違反行為期間の終期				
6	11:30:00	C	返済	仕込みの返済約定			600	556								
<売買差益>								600								
3	株式会社 リブセンス (東証1部)	H30.6.19	1-1				他の投資家の引けの注文					4,400				
			2-1	10:56:25	B	新規	特殊見せ玉の発注	引け	成行	4,000				違反行為期間の始期		
			1-2				他の投資家の引けの注文			300			4,400			
			2-2	11:08:21	C	新規	特殊見せ玉の発注	不成	565	400						
			5-1	11:13:49	C	新規	特殊見せ玉の取消し	不成	565	▲ 400						
			3-1	11:27:51	C	新規	仕込みの発注 仕込みの約定					551	300			
			3-2	11:28:28	C	新規	仕込みの発注・変更 仕込みの約定					550 →552	200			
4	11:28:46	C	返済	仕込みの返済発注	引け	成行	500									
5-2	11:29:51	B	新規	特殊見せ玉の取消し	引け	成行	▲ 4,000					違反行為期間の終期				
6	11:30:00	C	返済	仕込みの返済約定			500	554								
<売買差益>								1,300								
4	株式会社 リブセンス (東証1部)	H30.6.20	1-1				他の投資家の引けの注文					7,400				
			2-1	10:55:48	B	新規	特殊見せ玉の発注	引け	成行	5,000				違反行為期間の始期		
			1-2				他の投資家の引けの注文			1,600			7,400			
			2-2	10:56:32	C	新規	特殊見せ玉の発注	引け	成行	1,000						
			3	11:26:53	C	新規	仕込みの発注 仕込みの約定					546	200			
			4	11:27:18	C	返済	仕込みの返済発注	引け	成行	200						
			5-1	11:29:04	C	新規	特殊見せ玉の取消し	引け	成行	▲ 1,000						
5-2	11:29:51	B	新規	特殊見せ玉の取消し	引け	成行	▲ 5,000					違反行為期間の終期				
6	11:30:00	C	返済	仕込みの返済約定			200	550								
<売買差益>								800								

No.	銘柄名 (立会市場)	取引日	通番	発注・約定 時間	証券会社	取引 種別	違反行為の状況等	売				買				備 考	
								執行 条件	注文 値段	株数	約定 価格	執行 条件	注文 値段	株数	約定 価格		
5	株式会社 リブセンス (東証1部)	H30.6.21	1				他の投資家の引けの注文			2,800							
			2	12:39:20	B	新規	特選見せ玉の発注					引け	成行	3,000		違反行為期間の始期	
			3-1	14:51:27	C	新規	仕込みの発注		571	500							
							仕込みの約定			100	571						
			3-2	14:56:18	C	新規	仕込みの発注・変更		571 →570	400							
							仕込みの約定			400	570						
			4	14:57:02	C	返済	仕込みの返済発注						引け	成行	500		
5	14:59:17	B	新規	特選見せ玉の取消し						引け	成行	▲ 3,000		違反行為期間の終期			
6	15:00:00	C	返済	仕込みの返済約定								500	568				
<売買差益>								1,100									
6	株式会社 リブセンス (東証1部)	H30.7.3	1				他の投資家の引けの注文			3,900				1,800			
			2	14:50:27	B	新規	特選見せ玉の発注					引け	成行	2,000	違反行為期間の始期		
			3	14:53:38 14:56:01	C	新規	仕込みの発注		495	300							
							仕込みの約定			300	495						
			4	14:57:18	C	返済	仕込みの返済発注					引け	成行	300			
			5	14:59:10	B	新規	特選見せ玉の取消し					引け	成行	▲ 2,000		違反行為期間の終期	
			6	15:00:00	C	返済	仕込みの返済約定								300	493	
<売買差益>								600									
7	株式会社 リブセンス (東証1部)	H30.7.6	1				他の投資家の引けの注文			1,100				7,000			
			2-1	10:46:46	B	新規	特選見せ玉の発注	引け	成行	5,000						違反行為期間の始期	
			2-2	10:57:49	C	新規	特選見せ玉の発注	引け	成行	400							
			3-1	11:19:24	C	新規	仕込みの発注							471	100		
							仕込みの約定									100	471
			5-1	11:20:40	C	新規	特選見せ玉の取消し	引け	成行	▲ 400							
			3-2	11:26:59 11:27:24	C	新規	仕込みの発注							471	500		
							仕込みの約定									100	471
			4-1	11:28:41	C	返済	仕込みの返済発注	引け	成行	200							
			3-3	11:29:05	C	新規	仕込みの発注							472	1,000		
							仕込みの約定									1,000	472
			4-2	11:29:23	C	返済	仕込みの返済発注	引け	成行	1,000							
			5-2	11:29:47	B	新規	特選見せ玉の取消し	引け	成行	▲ 5,000							違反行為期間の終期
6	11:30:00	C	返済	仕込みの返済約定				1,200	477								
<売買差益>								6,200									
8	日邦産業 株式会社 (JASDAQ)	H30.6.4	1				他の投資家の引けの注文			7,100							
			2-1	14:44:37	C	新規	特選見せ玉の発注					引け	成行	500	違反行為期間の始期		
			2-2	14:46:17	B	新規	特選見せ玉の発注					引け	成行	2,000			
			5-1	14:57:21	C	新規	特選見せ玉の取消し					引け	成行	▲ 500			
			3	14:58:37	C	新規	仕込みの発注			成行	200						
							仕込みの約定				200	541					
			4	14:58:52	C	返済	仕込みの返済発注					引け	成行	200			
5-2	14:59:35	B	新規	特選見せ玉の取消し					引け	成行	▲ 2,000		違反行為期間の終期				
6	15:00:00	C	返済	仕込みの返済約定								200	539				
<売買差益>								400									
9	日邦産業 株式会社 (JASDAQ)	H30.7.2	1				他の投資家の引けの注文			3,400							
			2	14:47:48	B	新規	特選見せ玉の発注					引け	成行	2,400	違反行為期間の始期		
			3	14:52:41	C	新規	仕込みの発注		441	300							
							仕込みの約定			300	441						
			4	14:53:51	C	返済	仕込みの返済発注					不成	410	300			
			5	14:54:11	B	新規	特選見せ玉の取消し					引け	成行	▲ 2,400		違反行為期間の終期	
6	15:00:00	C	返済	仕込みの返済約定								300	439				
<売買差益>								600									

No.	銘柄名 (立会市場)	取引日	通番	発注・約定 時間	証券会社	取引 種別	違反行為の状況等	売				買				備 考	
								執行 条件	注文 値段	株数	約定 価格	執行 条件	注文 値段	株数	約定 価格		
10	株式会社 セブテーニ・ ホールディン グス (JASDAQ)	H30.7.4	1-1				他の投資家の引けの注文			19,900							
			2-1	14:25:08	C	新規	特殊見せ玉の発注					引け	成行	2,500		違反行為期間始期	
			1-2					他の投資家の引けの注文			19,900			2,000			
			2-2	14:31:35	B	新規	特殊見せ玉の発注					引け	成行	5,000			
			3-1	14:53:08	C	新規	仕込みの発注		218	1,500							
				14:53:36			仕込みの約定			1,500	218						
			4-1	14:54:00	C	返済	仕込みの返済発注					引け	成行	1,500			
			3-2	14:54:35	C	新規	仕込みの発注		218	1,000							
							仕込みの約定			1,000	218						
			4-2	14:54:52	C	返済	仕込みの返済発注					引け	成行	1,000			
			5-1	14:55:00	C	新規	特殊見せ玉の取消し					引け	成行	▲ 2,500			
			3-3	14:56:46	C	新規	仕込みの発注		218	1,000							
							仕込みの約定			1,000	218						
			4-3	14:57:04	C	返済	仕込みの返済発注					不成	200	1,000			
			5-2	14:59:34	B	新規	特殊見せ玉の取消し					引け	成行	▲ 5,000		違反行為期間終期	
			6	15:00:00	C	返済	仕込みの返済約定							3,500	217		
< 売買差益 >								3,500									

※1 「違反行為の状況等」欄のうち、「他の投資家の引けの注文」とは、被審人による特殊見せ玉発注時点における、他の投資家が発注した引けで約定することが想定される注文(①引け条件付き成行注文(引成注文)、②指値出来ず引け成行注文(不成注文)及び③引け条件付き指値注文(引指注文)のうち発注時の株価・気配から、引けで約定可能性が高いと考えられる注文)を指している。被審人は、「他の投資家の引けの注文」の合計株数を整理として、自らの特殊見せ玉の発注株数を決定しているため、上記表においても、複数の引けの注文が発注されていた場合、合計株数を記載した(例:引成100株、不成100株が発注されていた場合、執行条件を問わず合計200株として記載)。

※2 No.7リブセンス、No.8日邦産業の通番2-2「特殊見せ玉の発注」時点における、他の投資家の引けの注文株数については、同取引日の通番1「他の投資家の引けの注文」から変更がないため、記載していない。

※3 各サイクルにおいて、通番2「特殊見せ玉の発注」が違反行為の始期となり(通番2に複数の株番がある場合は、最初の株番)、通番5「特殊見せ玉の取消し」が違反行為の終期となる(通番5に複数の株番がある場合は、最後の株番)。

※4 No.8日邦産業について、違反行為期間終期以降の仕込みとその返済に関する取引は、記載していない。

※5 「発注・約定時間」欄のうち、通番3「仕込みの発注・変更」及び「仕込みの約定」については、最終的な変更及び約定時間を記載した。